

## IV. 7 安心安全のまちづくり方針

### (1)課題

#### ■交通バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する課題

- ・高齢者の増加により、街なかでの移動や多くの人々が利用する公益的施設の利用の円滑化がさらに重要となります。高齢者や障がい者、移動制約者、外国人、初めての来訪者など、誰もがひらつかを安全かつ快適に利用できるよう、交通バリアフリー\*の推進やユニバーサルデザイン\*の導入が課題です。

#### ■防災面の課題

- ・本市は、東海地方に大規模な地震が発生した場合、著しい災害が生ずる恐れのある地域として、東海地震防災対策強化地域\*に指定されています。また、神奈川県西部地震や南関東地震についても、地震発生による被害が懸念され、災害に強い都市基盤の整備などによる都市防災対策の推進が課題です。

#### ■防犯面の課題

- ・都市化や交通機関などの発達による広範囲からの多様な層の人々の集中、地域社会における隣近所の連帯感の希薄化などによって、市民生活に最も身近なところでの犯罪が多くなっています。
- ・街なかでの犯罪は、人の目が行き届かない場所や人通りが少ない場所で発生しやすくなっており、その抑制に向けた対策が課題です。

### (2)基本的な考え方

- ・安心安全まちづくりにあたっては、市民と事業者の役割が極めて重要で、行政も含め三者が協働で進めることを基本とします。
- ・障がいのある人ない人、年齢、性別、国籍や文化の違う人など、誰もが安心安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりをめざします。
- ・大規模な災害や犯罪の増加、凶悪化などに対応するため、ソフト面、ハード面の整備を体系的に進め、防災まちづくり、防犯まちづくりをめざします。

### (3)基本方針

#### 【人にやさしいまちづくり方針】

イ. 誰もが快適に暮らせる人にやさしいまちづくり

#### 【防災まちづくり方針】

ロ. 減災\*に向けた安全な防災まちづくり

#### 【防犯まちづくり方針】

ハ. 防犯に配慮した誰もが安心して暮らせるまちづくり

## (4)人にやさしいまちづくり方針

### イ. 誰もが快適に暮らせる人にやさしいまちづくり

#### ■誰もがつかいやすい公共公益施設や場の創出

- ・不特定多数の人が利用する公共公益施設や公共交通機関などは、誰もが利用しやすいように改修または整備します。
- ・公共公益施設は、つかいやすく親しみやすい公共公益サービスと効率的な運営を実現するため、必要な施設については機能更新し、整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・公共公益施設への案内性を高めるため、景観に配慮した公共サイン<sup>\*</sup>などの整備を進めます。
- ・誰もが気軽に街なかに出かけスポーツや文化・余暇活動などができる交流の場や、子どもの居場所づくりなどに努めます。

#### ■情報通信技術の活用

- ・商店街情報、観光案内、障がい者の街なか誘導、交通渋滞情報、放置自転車対策、防犯まちづくり、災害時の対応、遠隔医療など様々な分野で期待される、情報通信技術<sup>\*</sup>の活用に努めます。

## (5)防災まちづくり方針

### ロ. 減災に向けた安全な防災まちづくり

#### ■計画的な土地利用と市街地整備

- ・誰もが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害の危険を軽減する土地利用の転換」、「災害を防御し、安全な避難を可能とする都市施設の再整備」などの取組みを進めます。
- ・開発行為については、生活環境の悪化や災害を防止するための観点から、適切な指導を行うと共に、災害の発生を防止し、または軽減するための必要な条件を付すなど、開発許可制度の厳格な運用に努めます。
- ・土地区画整理事業<sup>\*</sup>や地区計画<sup>\*</sup>などの導入により、防災に配慮した災害に強い市街地の整備を一層進めます。

## ■防災空間の確保

- ・公園、緑地などは、その整備を一層進めると共に、震災時の防災機能も考慮した整備を進めます。
- ・震災時の避難路として緑道の整備や街路樹、グリーンベルト\*の整備、民有地の緑化を進めます。
- ・中心市街地においては、市街地再開発事業や総合設計制度により、緊急時のオープンスペースの確保に努めます。



公開空地（紅谷町）

## 指定避難施設などの位置



## ■公共公益施設の安全対策と防災機能の強化

- ・小中学校の屋内運動施設などの公共建築物や既設の橋りょうなどについては耐震性調査に基づく補強や改修に努めると共に、新設にあたっては耐震性に十分配慮します。
- ・震災時の避難、救命・救助活動などを円滑に実施するため、狭あい道路整備を進めます。

## ■建築物の不燃化・耐震化

- ・火災対策や震災対策として、住宅や不特定多数の者が利用する建築物などの耐震化を計画的に進め、既成市街地の不燃化・共同化や沿道建築物の不燃化を進めます。
- ・通学路などはブロック塀の生垣化など防災上危険度の低いものへの転換などを進めます。

## ■水害対策に向けた施設の整備・改善

- ・水害対策としては、相模川、金目川や鈴川などの護岸などについて、国や県など関係機関に整備の推進を要請し、改善を進めます。
- ・海岸部での津波・高潮対策を進めると共に、地震情報の迅速な入手などにより減災の取組みを進めます。
- ・道路や敷地の浸透や保水機能の向上などによる雨水の流出量の抑制を進めます。

## (6)防犯まちづくり方針

### 八、防犯に配慮した誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### ■人の目が良く行き届く死角の少ないまちづくり

- ・犯罪を抑制するため、人の目が良く行き届く死角の少ないまちづくり<sup>(注)</sup>を、市民と市の協働で進めます。

注：人の目が良く行き届く死角の少ないまち：ハード面では、公共・公益施設や民間施設を問わず、できるだけ見通しが良く、夜も適切な明るさを保つと共に、必要に応じて防犯カメラなどの防犯機器の設置に努め、ソフト面では、地域の防犯活動やコミュニティによる人の気配り・目配りを確保することで、犯罪者を近づきにくくするまち

- ・防犯街灯などは適度な明るさを取り入れるなど防犯対策面の整備を進めます。

#### ■様々な防犯まちづくりの推進

- ・地域コミュニティ<sup>\*</sup>活動や、子どもの通学時の見守り、清掃活動など、市民や企業等の様々な防犯まちづくりに関する活動を支援します。<sup>(注)</sup>

注：例えば、本市でも多い「自転車の窃盗罪」では、施錠や駐輪のマナーを守ることで窃盗の機会を減らすことができるように、ごみや自転車の放置、落書きなどのないきれいなまち、マナーの良いまち、コミュニティや防犯意識が高いまちは、犯罪不安の減少につながる

